Higher-tier laboratory methods for assessing the aquatic toxicity of pesticides の翻訳について

早川泰弘, 大石桂輔

独)農林水産消費安全技術センター 農薬検査部

1. 背景•趣旨

現在の水産動植物登録保留基準の設定の考え 方は、「農薬取締法第三条第一項第四号から第七 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準 を定める等の件の一部を改正する件について」

(平成 17 年 8 月 1 日付け環水土発第 050801002 号環境省環境管理局水環境部長通知)により示さ れている. この中で, 登録保留基準値は, 「魚類, 甲殻類および藻類の3生物群をそれぞれ代表する 種類の生物に関する毒性試験結果から導かれる 急性毒性値を,種類差を考慮して設定する不確実 係数で除した値の中で、最も低い値を用いて定め る.」とされ、さらに「これらの試験法に加えて、 より実環境に近い試験系による, 国際的に整合が とれた試験法として, a) 追加試験生物種試験(生 物種間の感受性差評価),b)異なる成長段階で の試験(異なる成長段階の感受性差評価)および c) フミン酸を含む水での試験(環境中有機物影 響試験)の3種類の試験(以下「追加試験」とい う.) を導入することとし、追加試験の結果は、 不確実係数の設定および急性影響濃度の補正に 用いる.」と定められている.

この追加試験は、「水生高次毒性室内試験」ともいうべきもので、その内容については「平成 16 年度水産動植物登録保留基準設定検討会」報告¹⁾において詳述されているが、「農薬生態毒性評価手法検討報告書」²⁾に取りまとめられた諸外国・国際機関等の各種研究等の情報がその検討に大きく寄与したと理解される.

これらの内容の一部も包含した総説が、Boxall らによって「Review: Higher-tier laboratory methods for assessing the aquatic toxicity of pesticides. *Pest Management Science* 58:637-648 (online 2002)」として公表されている。この総説は、水生高次毒性室内試験に関して 2002 年現在で公表されてい

た文献を広範に収集・解析し取りまとめたものであり、その後の同種の総説の作成・公表は見当たらない.

我が国におけるこの総説の紹介・引用は、その一部が藤田³)によってなされているのみであり、一般的にはあまり知られていない。この総説の公表は 2002 年であり、既に古い情報となっているものもあるかと思われるが、情報の質と量、それらの解析の精度等の面から現在においても資料的な価値を十分に有すると考え、今般、関係者の許諾を得て、広範な情報提供に資することを目的とし本報告書に当該論文の翻訳と原文を掲載することとした。

2. 許諾の内容

この総説の著作権者は、 ©Society of Chemical Industry であるが、Society of Chemical Industry の代理人である John Wiley & Sons Ltd. と農林水産消費安全技術センター農薬検査部との間で以下の許諾契約を締結した.

①Alistar BA Boxall, Colin D Brown and Katie L Barrett, Higher-tier laboratory methods for assessing the aquatic toxicity of pesticides. *Pest Management Science* **58**:637-648 (online 2002) の原文およびその日本語翻訳文を「農薬調査研究報告(第6号,平成 26年)へ掲載すること

②①を農林水産消費安全技術センターのウェブ サイト (ホームページ) へ掲載すること

したがって、これらに掲載された原文および翻訳文を第三者が無断で転載等行うことは禁じられる.

なお、翻訳文自体に関する責任は、早川泰弘および大石桂輔のみに属するものである.

引用文献

- 1) http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/h16rep_suis an.pdf(2014年7月30日閲覧)
- 2) http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/15_dokus ei/index.html(2014年7月30日閲覧)
- 3) 藤田俊一: 野外試験における生態影響調査と評価, 農薬の環境科学最前線(ソフトサイエンス社), p209, 2004